

## 施設等の種別表記について（凡例）

※本名簿では、施設種別を次のような略称で掲載しています。  
（種別は令和3年4月現在で整理しています。）

### ◆ 保護施設

救護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（救護）  
更生施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（更生）  
授産施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生保授産）

### ◆ 老人福祉施設

養護老人ホーム（一般・盲）・・・・・・・・（養護老人）  
特別養護老人ホーム・・・・・・・・（特養）  
軽費老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・（軽費）  
老人デイサービスセンター・通所介護（デイサービス）・・・・（老人デイ）  
短期入所生活介護（ショートステイ）・老人短期入所施設・・・・（老短期入所）  
老人福祉センター・・・・・・・・・・・・・・・・（老人センター）

### ◆ 児童福祉施設

助産施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（助産施設）  
乳児院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（乳児院）  
母子生活支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・（母子生活）  
保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保育所）  
幼保連携型認定こども園・・・・・・・・（こども園）  
児童養護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童養護）  
児童心理治療施設・・・・・・・・・・・・・（児童心理）  
児童自立支援施設・・・・・・・・・・・・・・・（児童自立）  
障害児入所施設・・・・・・・・・・・・・・・（障害児入所）  
児童発達支援センター・・・・・・・・・・・・・（発達センター）  
児童厚生施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児厚）

### ◆ 障害福祉サービス事業等

障害福祉サービス事業(※)・・・・・・・・・・（障害福祉）  
障害者支援施設・・・・・・・・・・・・・・・（障害支援施設）  
障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）・・・・（障害児通所）  
相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・（相談）

※ 「障害福祉サービス事業」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を指す。

### ◆ その他の施設

社会福祉法に基づく授産施設・・・・・・・・（事業授産）  
無料低額診療施設・・・・・・・・・・・・・・・（無低診療）  
婦人保護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・（婦人保護）  
訪問介護・居宅介護支援等・・・・・・・・（居宅）  
上記以外の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・（その他）